

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 5 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 8 月 27 日 (火) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、1 番 関根委員、2 番 石原委員 にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に よる農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、 3 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に よる農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は 着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 7 月 11 日から 8 月 9 日までに受理し処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～4 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの <u>整理番号 1</u> の案内図をご覧くだ さい。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 9 月 27 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 7 月 17 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの <u>整理番号 2</u> の案内図 をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 8 月 1 日に駐車場・資材置場へ転用のため、令和 6 年 7 月 17 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 3 と、4 ページの <u>整理番号 3</u> の案内図 をご覧ください。

	対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月2日に専用住宅へ転用のため、令和6年7月18日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、7月11日から8月9日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の5～12ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 5ページの番号1と、7ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月30日に通路へ転用のため、令和6年7月18日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号2と、8ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月30日に通路へ転用のため、令和6年7月18日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号3と、9ページの<u>整理番号3</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月1日に共同住宅へ転用のため、令和6年7月18日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号4と、10ページの<u>整理番号4</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月1日に駐車場へ転用のため、令和6年7月23日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号5と、11ページの<u>整理番号5</u>の案内図

	をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月15日に駐車場へ転用のため、令和6年8月7日に専決処分いたしました。 続きまして6ページの番号6と、12ページの<u>整理番号6</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年4月15日に専用住宅へ転用のため、令和6年8月13日に専決処分いたしました。 以上6件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。ご説明いたします。 お手元の送付資料13ページの議案書、14ページの議案第10号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間22,800円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年180日で、農業従事者2名と農業補助者1名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	議長。10番。8月19日(月)午前9時30分より、平井会長、現況

	証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 10 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第10号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料15ページの議案書、16ページの議案第11号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間25,800円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日で、農業従事者1名と農業補助者6名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。

	以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11 番 (郷原委員)	議長。11番。8月19日(月)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第12号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料17ページの議案書、18ページから19ページの議案第12号参考資料および本日、机上に配布させていただいた議案第12号当日参考資料、議案第12号回答案①、②をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 本件の対象地は、利用集積計画に基づき土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出していたところですが、農業会議と転借人との間で合意解約がなされ、再賃貸借権設定については未定となっていた旨、7月総会にてご報告差し上げたところです。 このたび、新たな転借人へ賃貸借権設定がされることとなりましたが、令和5年4月1日付けの法改正に伴い、農用地利用配分計画による賃貸借権の設定が行えなくなったことから、利用集積計画に変わる新たな事業として発足した促進計画による賃貸借権設

	定を本市で初めて行おうとするものです。 なお、促進計画は、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、神奈川県による審査・認可を経て、県により公告されます。 参考資料 18 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 9 カ月で、土地所有者と農業会議との間で締結した利用集積計画の終期までの賃貸借設定により耕作するものです。 8 月 19 日（月）に現地調査を行いました。対象地は雑草が生えている状況ではあったものの、農業会議及び農水課に、今後、転借人が草刈り等の作業を行った上で、利用を開始することを確認しています。 次に、議案第 12 号当日参考資料をご覧ください。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 8 月 26 日（月）事務局にて現在、耕作している土地について現地調査を行ったところ、一部、草木が繁茂され耕作されていない農地がありました。転借人に利用状況について確認したところ、今後、作付けの準備を行うことを確認しています。 賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 17,400 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 200 日で、農業従事者 1 名で営農するとのことでした。 以上のことから農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、現在、利用している農地について一部耕作されていない部分があるため、その旨を記載のうえ、議案第 12 号回答案①、②のとおり、回答しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番 (飯田委員)	議長。10 番。8 月 19 日（月）午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、雑草が生えている状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、利用開始に向けて、草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第12号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第13号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第6、議案第13号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 20 ページから 28 ページの議案第 13 号参考資料をご覧ください。本件は、市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、事業計画の決定を求められているものです。 まずはじめに、都市農地の貸借の円滑化に関する法律について、ご説明します。参考資料 27 ページをご覧ください。 都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能をもっています。しかし、農業従事者の減少・高齢化が進展する中、所有者だけでは都市農業が営まれる場である市街地及びその周辺の地域内農地を適正に保全することが困難な状況も見受けられます。都市農業の安定的な継続を図り、これらの多様な機能を発揮させていくためには、所有者以外への貸借等による活用を図っていくことが重要と捉え、都市農業への再評価や新たな措置を構築する機運の高まりを背景に、国では、これまで農地を賃貸借する上で課題となっていた、農地法に基づく賃借人の権利保護及び貸付けに伴う相続税猶予の打ち切りの二点を解消し、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地（以下、「都市農地」という。）の貸借を円滑化するため、都市農地賃借法を制定しました。 都市農地賃借法では、所有者から都市農地の賃借権等の権利の設定を受けようとする者が、自らの耕作の事業の用に供することを目的とする場合、その農地が所在する市町村長から事業計画の認定を受けることができる旨の定めがあります。事業計画の認定は、農業委員会の決定に基づき行われるため、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可は不要となります。また、認定を受けることができる主体に制限がないため、経営規模の拡大を図る都市農業者や新規就農者のほか、農業に参入する企業など、多様な主体が都市農地の賃借を受けることができます。

参考資料 25、26 ページをご覧ください。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。

本件は、認定新規就農者が祖父名義の生産緑地を賃貸借により借り受け、ハウスを建設し、葉物を中心とした野菜を生産する場として使用するためのものです。

本件の所在と面積は、参考資料 20 ページのとおりです。

期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 9 月 1 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当り 24 円で、年間 23,600 円となっています。賃借人の農作業従事見込み日数は年 300 日、農業従事者 1 名で営農することですが、所有者の農業業務への従事計画として、年間 30 日以上、農地周辺の見回りや除草等に従事する旨、事業計画に明記されています。

当該事業計画が、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項に規定する認定要件を満たすかどうかについて、ご説明します。お手元の、参考資料 28 ページをご覧ください。

「事業計画の認定の要件」の①「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行うかどうか」について、ご説明します。「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準」とは、28 ページの 1. イからハをいいます。本件は、イ「申請者が、申請都市農地において生産された農産物を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内において販売すると認められること。」に該当することが、参考資料 20 ページ（裏面）の事業計画で確認できます。

「事業計画の認定の要件」の②「周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないかどうか」について、ご説明します。本件は、周辺に農地がないため、周辺農地の利用を分断及び他農業者の農業水利の障害、農薬使用による他者への影響、共同防除等の営農活動への支障に係る懸念は見られません。また、本件は賃借料を市の平均賃借料と同一に設定しているため、地域の農地の賃料相場を著しく引き上げる恐れもありません。

「事業計画の認定の要件」の③「耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかどうか」について、ご説明します。申請人は、賃借権の設定を受けているすべての土地について、問題なく耕作していることを 6 月の現地調査にて、確認しています。現在、葉物を中心とした野菜の栽培を行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。

以上で、説明を終わります。

議長（平井会長）

次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。

11 番（郷原委員）

議長。11 番。8 月 19 日（月）午前 9 時 30 分より、平井会長、現況

	証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第13号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。ご意見ございませんでしたので、議案第13号回答案のとおり「事業計画の認定時のチェックリスト」については、「所見なし」と記載のうえ、農水課に回答します。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 29 ページから 35 ページの議案第 14 号参考資料をご覧ください。本件は、市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、事業計画の決定を求められているものです。 参考資料 34 ページをご覧ください。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。 本件は、認定新規就農者が父親名義の生産緑地を使用貸借により借り受け、イチゴ専用ハウスを建設し、イチゴを生産する場として使用するためのものです。 本件の所在と面積は、参考資料 29 ページのとおりです。 期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 46 年 9 月 1 日までの 40 年間で、使用貸借により耕作するものです。賃借人の農作業従事見込み日数は年 230 日、農業従事者 1 名で営農するとのことですが、所有者の農業業務への従事計画として、年間 30 日以上、生産に係る指導や販売補助等に従事する旨、事業計画に明記されています。 当該事業計画が、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項に規定する認定要件を満たすかどうかについて、ご説明しま

	す。お手元の、議案第 13 号で使用した参考資料 28 ページをご覧ください。 「事業計画の認定の要件」の①「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行うかどうか」について、ご説明します。「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準」とは、28 ページの 1. イからハをいいます。本件は、イ「申請者が、申請都市農地において生産された農産物を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内において販売すると認められること。」に該当することが、参考資料 29 ページ（裏面）の事業計画で確認できます。 「事業計画の認定の要件」の②「周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないかどうか」について、ご説明します。本件は、周辺に農地がないため、周辺農地の利用を分断及び他農業者の農業水利の阻害、農薬使用による他者への影響、共同防除等の営農活動への支障に係る懸念は見られません。また、本件は使用貸借によるため、地域の農地の賃料相場を著しく引き上げる恐れ也没有ありません。 「事業計画の認定の要件」の③「耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかどうか」について、ご説明します。本件の申請者は、当該申請都市農地以外に、現在、申請者が権限を有する農地がありません。当該申請都市農地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかどうかについては、参考資料の 35 ページのとおり、当該申請都市農地に係る営農計画について、市の新規就農者営農計画面談会にて適正に審査され、令和 6 年 7 月 10 日付けで、申請者に係る農地の利用権の設定が相応しい旨、推薦を受けています。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番 (飯田委員)	議長。10 番。8 月 19 日 (月) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ハウス建設に向けた準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11 番 (郷原委員)	使用貸借で 40 年という期間は可能なのですか。
事務局(秋山補佐)	使用貸借であっても契約行為なので、当事者間にて決定するものとなるので、法律上は可能です。

議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第14号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第14号は承認されました。ご意見 ごさいませんでしたので、議案第14号回答案のとおり「事業計画の 認定時のチェックリスト」については、「所見なし」と記載のうえ 農水課に回答します。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第15号、鎌倉市農業振興協議会委員の推薦に ついて、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第8、議案第15号、鎌倉市農業振興協議会委員の推薦 について、ご説明いたします。 お手元の送付資料36ページの議案第15号参考資料をご覧ください。 本件は、令和6年(2024年)7月18日付けで鎌倉市長から依頼 があったものです。 鎌倉市では、平成20年4月1日付けで、本市の農業振興に係る方 針や課題等について協議を行うため、鎌倉市農業振興協議会設置要 綱に基づき本協議会を設置し、平成20年5月から平成22年4月ま でを第1期、平成22年8月から平成24年8月までを第2期、平成 25年6月から平成27年6月までを第3期、平成28年10月から平 成30年10月までを第4期、令和4年8月から令和6年8月までを 第5期としてそれぞれ協議を行ってきました。 そのような経過の中で、今後も様々な視点から意見を集め、本市の 農業振興に寄与するため、農業関係者、事業者、行政、学識関係者 などを委員構成とする本協議会の第6期の委嘱を行うとのことで、 農業委員会会長宛に委員1名の推薦依頼があったものです。 第5期の協議会では、落合副会長がこの協議会委員となっており ました。 任期は2年間の予定です。 当委員会で推薦委員1名についてご審議いただき、鎌倉市長宛に 回答をいたします。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	現在は、落合委員が農業振興協議会委員の委員をつとめていま すが、次期委員の推薦についても、女性委員登用の配慮について、依 頼がありました。 農業委員会の女性委員は、市川委員、落合委員、飯田委員になり

	ますが、いかがでしょうか。
6 番(落合委員)	議長。6 番。私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	それでは立候補された落合委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 15 号について落合委員を推薦することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 15 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、その他、諸般の報告について、6 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 9、その他、諸般の報告について、6 件、報告いたします。 諸般の報告 1、農地法第 30 条による利用状況調査の実施について、報告いたします。 利用状況調査とは、平成 21 年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を 1 筆ごと、目視で現地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。 この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市内の農地について、原則 2 名での調査をお願いします。 農業委員会サポートシステムの導入に伴い、昨年度よりタブレットを使用した調査が可能になりました。サポートシステムへの農地台帳の紐付け率は昨年度から 10% 上昇し、90% となりましたが、課税分筆している筆などの影響で残りの 10% は紐付けが現状できていません。また、タブレットは 7 台しかないため、今年度につきましても昨年度同様に事務局で印刷したリストと地図を元に調査を行っていただければと思います。 なお、農地の場所を探す目的でタブレットを使用いただけますので、タブレットの貸与を希望される委員は、数に限りがありますが本総会終了後に事務局までお申し出ください。 令和 6 年度の調査は原則として昨年と同様の方法により行っていますが、若干の留意点もございますので、調査マニュアルに沿ってご説明いたします。 お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、2 ページ目の「R 6 農地法第 30 条 農地利用状況調査 現地調査マニュアル」をご覧ください。

【配布資料】は、マニュアル記載のとおりです。6のホワイトボードについては、後ほど説明いたします。

【調査期間】は、令和6年8月27日（火）から、10月24日（木）です。

10月25日（金）の総会で調査票の提出をお願いします。

次に、【調査員】は、4ページ目の「農地担当表」のとおりです。原則担当表のとおり、現地調査は2名で行っていただきます。やむを得ない場合には、担当1名による調査も可能ですが、ホワイトボードを使用しての写真撮影や、安全面及び調査の正確性を確保するため極力2名で行ってください。

次に、【調査方法】についてです。5ページ目の記載例と合わせてご覧ください。

1ですが、実際に調査対象地に行き、地図等を基に、目視で農地を確認いただきます。

2ですが、表紙裏面の「調査票記載フロー」や国が示す「参考写真」に基づき、記載例を参考に、調査結果を調査票に記載します。「○×」欄に、マニュアルの通り、「○」か「×」のいずれかを記載してください。

なお、※印ですが、後で事務局の方で調査結果を取りまとめる関係上、調査結果の記載は「×」だけでなく、「○」についても必ず記載してください。昨年、「×」だけしか記入のない調査票がありましたが、「○」の記載がないと、事務局が取りまとめの段階で調査が完了しているのかどうかの確認取れなくなってしまうので、「○」についても必ず記載していただきますよう、ご協力をお願いします。

次に3ですが、調査方法2の工程で、「×」とした場合は、6ページ目の調査票記載フローを参考に区分欄へ「①・②・⑤」のいずれかを記載してください。

その上で、遊休農地となっている要因、立地状況について、所定の欄に該当の番号を選択して、記載してください。要因が複数ある場合には「要因2」へ記載し、要因を⑦その他の理由とした場合には、「要因⑦の場合」欄へ理由を自由記載してください。

また、現況及び備考欄には、記載例のとおり、現場の状況を必要に応じて記載してください。

なお、記載例の右側にあるように今回から昨年度に行った調査の現況及び備考欄を入れてありますので、参考にいただければと思います。

4ですが、すべての調査が終了したら、調査結果を10月25日（金）の総会にて事務局へ提出してください。

最後に【その他】ですが、1については、調査の結果「×」と判定した農地は、今回皆様にお渡しするホワイトボードに調査日と該当地番を記載の上、デジタルカメラ又はスマートフォンで農地とその地番などが分かるように撮影し、写真データを農業委員会事務局宛

てにメール送付してください。メールアドレスはマニュアルに記載のとおりです。昨年度は、「×」の農地を事務局で後日確認に行っていましたが、その影響で調査結果の取りまとめが大幅に遅れる結果となってしまったため、大変お手数をお掛けしますが、ご協力お願いいたします。

2は、例年通り、調査に当たっては、農業委員手帳及び農地等立入調査証を必ず携帯し、必要に応じ、農地所有者等に掲示してください。

3について、特に市街地の農地については、農地所有者の敷地内を通らなければならない場合もあるので、必要に応じ、農地の調査である旨を伝え、農地所有者の了解を得てから調査してください。

以上、調査を行っていく中で、ご不明な点があれば、事務局までお問合せいただければと思います。

本総会終了後、必要に応じて各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。

また、関谷地域の農業委員の皆様は、令和4年度まで関谷地域全てのリストを配布させていただいておりましたが、今回は担当者ごとのリストを配布させていただきました。リストに載っている農地が調査対象になりますので、ご注意ください。

なお、タブレットの操作方法ですが、昨年より一部変更となっていますので、借用を希望される方は本総会終了後に操作方法の説明をさせていただきます。

以上で、利用状況調査の説明を終わります。

次に、諸般の報告2、令和6年度神奈川県農業会議農政活動協力金(旧賛助会費)の募金について、ご報告いたします。

担当する委員の皆様に配布させていただいた「諸般の報告2 参考資料」をご覧ください。

募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員、賛助会員として、農家1戸当り600円の募金を集めて、農業委員会連合会を通じ農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。

今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様に、各地区を回っていただき農政活動協力金、賛助会費の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。

募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、資料記載の配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。

また、領収書については、氏名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。

集めました募金につきましては、領収書と合わせて10月25日(金)までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。

次に、諸般の報告 3、令和 6 年度神奈川県農業委員会活動推進大会について、ご報告します。

お手元の「諸般の報告 3 参考資料」の資料をご覧ください。

神奈川県農業委員会活動推進大会が 11 月 6 日（水）13 時～開催されることとなり、場所は横浜市文化会館関内ホールとなります。

当大会は、年に 1 度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開する為に行われます。

この農業委員大会への本市の参加につきまして、本年度は会場となる関内ホールに駐車スペースがなく、会場までは関内駅から徒歩 5 分程度のため、各自食事を済ませてから、現地集合、現地解散を予定していますが、よろしいでしょうか？

また、当日は全員参加となりますので、宜しくお願いいたします。

次に、諸般の報告 4、農地相談会の結果について、ご報告します。

今年度 1 回目の農地相談会を 7 月 24 日（水）に J A さがみ玉縄支店で実施しました。

最適化活動の一環として、農業委員の方にも 1 名参加をお願いしており、三橋委員に参加していただきました。

相談件数は 2 件で、どちらも今後、農地を継続して適切に管理していくことができるのか不安との相談があり、市から農地の貸し借りについて提案を行い、今後、必要に応じて相談者から連絡が入ることとなりました。

次回農地相談会は、10 月 16 日（水）を予定しておりますが、郷原委員にお願いしたいと思います。近くになりましたら、改めてご連絡いたします。

次に、諸般の報告 5、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。

8 月 7 日（水）に関谷の圃場にて草刈り、冬瓜、バターナッツ、ガボチャの収穫作業を行いました。

作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。

次回は、9 月 9 日（月）に、残りの野菜収穫・残渣撤去作業とジャガイモの作付け作業を行う予定です。

順番では C グループの活動となりますが、現地での作業が多いため申し訳ありませんが、C グループの外に A・B グループの全員で作業をお願いいたします。

また、駐車場ですが、車 1 台分は奥の畑の通路として空けるため、住宅側の脇に 4 台を縦列駐車し、道路側の 1 番手前に市の公用車 1 台を止めさせていただきます。ここに入りきらない車につきましては、本日机上に配布の依頼文の別紙 1 をご覧ください、まずは環境施設課 4 号地保有水施設に 3 台駐車し、それでも入りきらない場合は、植木剪定場に 4 台を駐車し、市の車でピストン輸送したいと思

	います。なお、植木剪定場は通常2台の駐車場を確保していますが、今回は台数が多くなる見込みのため、4台に増台して担当課へ依頼していますので、ご承知おきください。 当日の車の台数をなるべく少なくしていただきたく、お近くの委員の方は乗り合わせて来ていただくと助かります。 依頼文等は本日皆様の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 当日は関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、12日（木）に延期とします。 次に、諸般の報告6、次回の総会は、9月27日（金）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度 第5回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	
平井 保男	
議事録署名委員 4番	
小糸 弘久夫	
議事録署名委員 5番	
小川 和己	